

大雪山国立公園
大雪高原温泉地区ヒグマ対応方針
(試行版)

平成 27 年 3 月

目 次

I. ヒグマ対応方針見直しの背景.....	1
II. 沼巡りコースの利用管理の現状	
1. 沼巡りコースの利用ルールと管理体制.....	1
2. ヒグマ定着による歩道の開閉.....	2
3. 参考 平成 21（2009）年クロユリ出沒経過.....	4
III. 沼巡りコースの閉鎖及び閉鎖解除	
1. 閉鎖及び閉鎖解除の考え方.....	5
2. 歩道の閉鎖及び閉鎖解除（案）.....	8
IV. 沼巡りコースの利用の心得（登山、観察、写真撮影のルール）	1 1

大雪山国立公園 大雪高原温泉地区ヒグマ対応方針 (試行版)

I. ヒグマ対応方針見直しの背景

大雪山国立公園大雪高原温泉地区の大雪高原温泉沼巡りコースでは、年間 5000～6000 人の入山者がヒグマの高密度生息地内で活動する状況にある。

沼巡りコースの西側に位置する高根ヶ原東斜面がヒグマ採食地となっており、毎年、7～8月の期間を中心に複数頭のヒグマによる一定期間の利用が確認されている。特に、三笠新道はヒグマの重要な採食地を横断するかたちとなるため、入山者とヒグマとの遭遇頻度が高いルートとされている¹⁾。また、沼巡りコース北側（高原沼～三笠分岐～ヤンベ分岐）周辺は、ヒグマが頻繁に利用する区域であることが知られている²⁾。

ヒグマ生息地における公園利用者とヒグマとの軋轢を回避するため、平成6年6月に「高原温泉を対象地域としたヒグマ指針（管理計画）案」³⁾が示された。この指針をよりどころとしてヒグマ情報センターが設置され、入山管理とヒグマの行動監視を続けている。

ヒグマ情報センターの設置から20年が経過したが、これまで入山者とヒグマとの危険な遭遇は発生しておらず、一定の効果が得られているものと考えられる。一方で、歩道周辺にヒグマが定着し、コースの閉鎖と開放の判断に苦慮した事案も発生した。

平成26年3月に、ヒグマとの軋轢を防止及び軽減しながらヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする「北海道ヒグマ保護管理計画」が北海道によって策定され、ヒグマの保護管理に対し一定の方向性が示されたことから、本地区管理計画案設定から20年の節目を契機として、ヒグマの対応方針見直しを行う。

1)2)3)「ヒグマ生息地における自然探勝利用者行動管理検討調査 平成6年(1994)年6月」

II. 沼巡りコースの利用管理の現状

1. 沼巡りコースの利用ルールと管理体制

(1) 利用ルール

- ・ヒグマ情報センター開設期間： 6月20日～10月10日¹⁾（沼巡りコース利用管理期間）
- ・入山時刻 7：00～13：00
- ・下山時刻 15：00まで（高原沼の利用13：00まで、緑沼の利用14：00まで）
- ・食事箇所の制限（緑沼、大学沼、高原沼の3箇所のみ）
- ・入山、下山時の名簿への記帳（グループリーダーが氏名、住所、立入り者数等を記入）
- ・クマ鈴等の携行勧奨（不携帯でも立入り可能だが、注意を促す）
- ・入山前レクチャーの受講

(2) 入山者へのレクチャーの体制

- ・入山者は、歩道入り口に設置されたヒグマ情報センターで、入山者名簿へ記入するとともに、クマ鈴等の携行の確認、随時開催されるレクチャー（10分程度）を受けて入山する。

¹⁾ 標準的な開設期間であり、年により変更する場合がある。

レクチャーの内容：沼巡りコース利用ルール、ヒグマ情報（確認、痕跡）

ヒグマ遭遇防止及び遭遇時対処方法

（3）ヒグマ及び入山者の監視体制

- ・巡視は毎日6時台から2名で実施され、ヤンベ分岐より北側ルートと南側ルートと別れ、沼巡りコースを1周し、ヒグマの目視、痕跡確認等を行う。
- ・巡視員は合流した後、高原沼及び大学沼の地点から高根ヶ原東側斜面のヒグマの監視（個体識別、行動観察）を行う。
- ・紅葉時期（シャトルバス運行期間中）は巡視スタッフを増員し、上記2つの地点での監視の他、三笠分岐、空沼、緑沼での監視を行う。
- ・巡視員は無線機を携帯し、ヒグマ情報センターの無線本部と適宜情報交換を行う。ヒグマの目撃情報、痕跡情報、入山者の立入り状況について共有を行う。
- ・巡視員は下山時に、入山者全員が下山したかを確認しながら帰路の巡視を行う。

2. ヒグマ定着による歩道の開閉

（1）三笠新道、北側ルートの閉鎖（季節閉鎖）

- ・歩道がヒグマ採食地を通過する三笠新道、北側ルート（ヤンベ分岐～三笠分岐～高原沼）は、ヒグマの定着状況を巡視員が確認し、毎年季節閉鎖が行われる。
- ・巡視員の観察により三笠新道周辺でのヒグマの採食行動が2日連続で確認された時点で、ヒグマ情報センターより土地所有者、施設管理者等に連絡が行われ、翌日より閉鎖され、南側ルートの高原沼往復ルートとなる。（例年7月初旬から）
- ・三笠新道は10月ヒグマ情報センター閉鎖時（シーズン終了）まで閉鎖される。
- ・北側ルートは紅葉時期シャトルバス運行期間開始時まで閉鎖され、シャトルバス運行期間においては、緑沼、三笠分岐、空沼への巡視員の配置増員を行い閉鎖解除される。

（2）歩道付近へのヒグマ定着による閉鎖

- ・平成21(2009)年に、人に対して無関心な行動をとるヒグマ（通称「クロユリ」）が歩道周辺に定着し、8月7日から9月9日までの34日間、歩道を閉鎖した。
- ・閉鎖解除の判断を行うための複数回にわたる関係者協議が行われたが、判断基準が明確でなく、対応に苦慮する事案となった。
- ・クロユリ以後、同様の長期閉鎖の事案は発生していない。

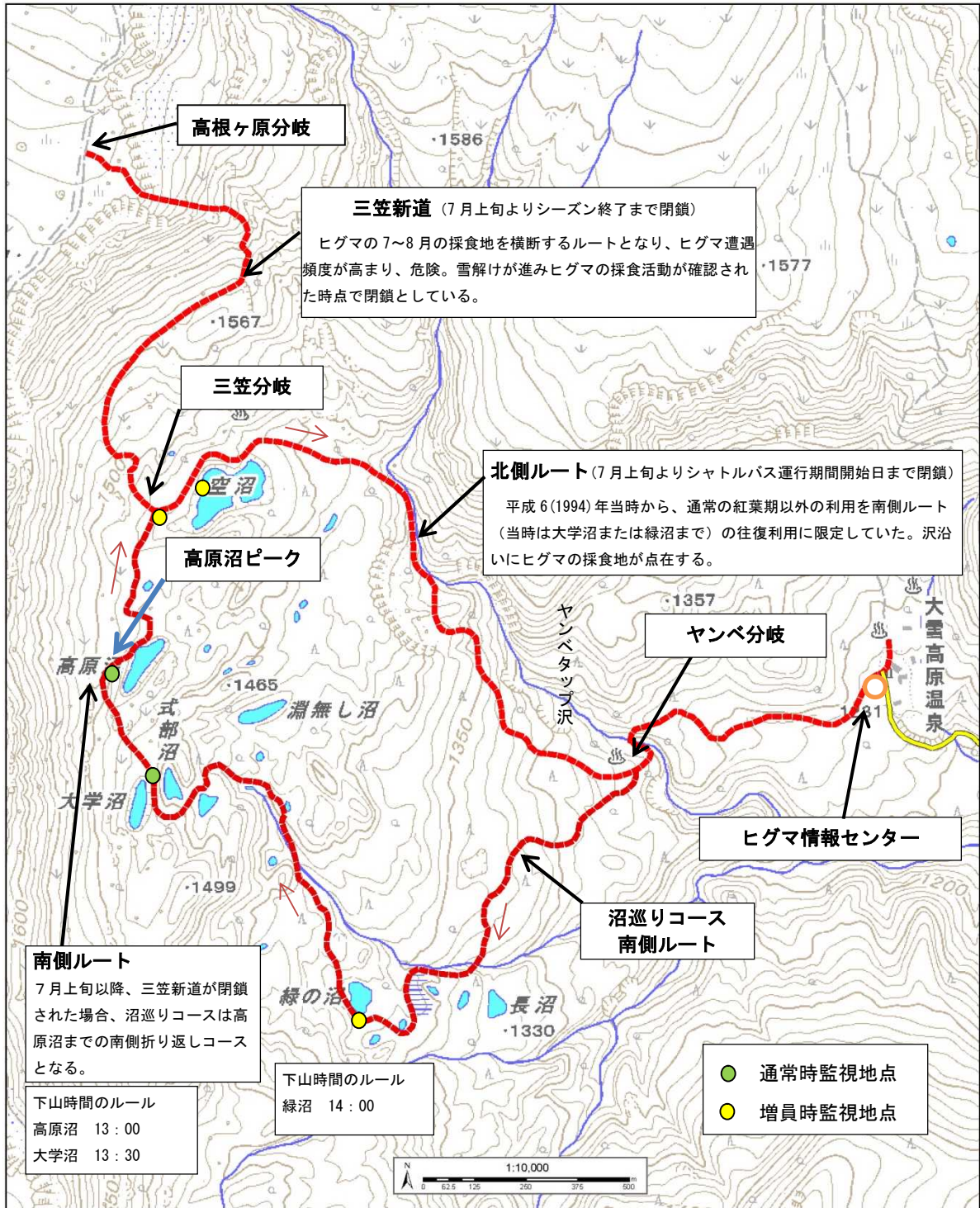


図 I-1 沼巡りコースにおける利用期間と利用区間、ヒグマ監視地点

3. 参考 平成 21 (2009) 年クロユリ出没経過

- ・7月上旬に初見、クロユリを識別、命名、その後「クロユリ」は、ほぼ毎日巡視員によって大学沼草地等で確認されていた。
- ・8月1日に巡視員との距離20mと近接しても「クロユリ」が無関心な行動をとることが確認された。その後も巡視員によって「クロユリ」が毎日確認されていたが、8月7日に巡視員との至近距離(数十m)の場所で昼寝し、音を鳴らしても反応を示さず、「クロユリ」が人への警戒心がほとんど見られない個体と確認された。この段階で、巡視員の判断により、「クロユリ」は「問題個体」として、関係行政機関へ報告され、翌日、全面閉鎖の措置がとられた。
- ・全面閉鎖後の8月8日以降も、巡視員との至近距離遭遇が4回ほどあり、約1ヶ月間高原温泉地区で確認された。
- ・「クロユリ」出没以後5年経過しているが、同等の行動を示すヒグマは1例* (平成23年：ヒグマ情報センター裏での確認個体)のみで、その個体も1日確認されたのみで、無関心な行動を継続的にとった例は「クロユリ」以降確認されていない。

*平成23年の一時閉鎖の事例

平成23年8月15日10:20, 10:50, 10:58の3回にわたり、ヒグマ情報センター裏の歩道上にヒグマが出没。追い払い(大声)の結果、靴洗い場方向に行ったものの、走ったり、恐れったりする風ではなかった。12:22、再度、林野事務所裏に出てきたので入山規制を行った。明け3歳のメスと推定する。翌日の巡視で特に異常や問題はなかったため、閉鎖解除された。

表 I-1 「クロユリ」出没時の対応経過

日付	クロユリ等の出没状況	クロユリへの対応
7月8日	ヤンベタツ沢対岸の通称「クロユリ」に出没	・初見 「クロユリ」と命名
7月31日	大学沼から高原沼斜面にてハクサンボウフウを採食 巡視スタッフが大声出すも反応鈍い	
8月7日	大学沼にて巡視スタッフが声出し、石投げ等するが無反応 最接近20m	・風の便り工房から関係者に報告。 ・上川支庁、上川町、ヒグマ情報センターにて対応協議。歩道閉鎖決定。 ・巡視スタッフも歩道内立ち入り禁止
8月8日		・高原温泉駐車場からの監視を行う。
8月9日		・巡視スタッフによる巡視再開
8月13日	避難小屋周辺で別の人なれ親子グマが見られた	・保護官事務所、森林管理署、上川支庁、上川町、ヒグマ情報センター、避難小屋(白雲岳避難小屋)による協議(上川町役場) ①有効な監視体制、②体制強化の費用負担、 ③責任所在 について各機関で検討することとした。
8月26日	8/9~8/25までの巡視からクロユリの故意に人に近づく行動は見られない。他のヒグマの行動は通常どおり	・関係者協議(上川町役場) 巡視スタッフより報告。 ・再開に向けた監視体制の準備を進めることとした
8月31日		・層雲峡観光協会、層雲峡旅館組合より環境省、北海道へ早期再開要望
9月3日~9日	採餌場所の環境が変わり、クロユリは9/3~、その他ヒグマは9/5~見られなくなった。	9/9高原温泉ヒグマ対策連絡会議(上川支庁) 出没確認がなくなったこと、以下の状況から供用再開を決定 ・スタッフ4名増員、 ・クロユリの動画を使ったレクチャー実施等の対策を実施。 ・層雲峡はじめ宿泊施設にヒグマ出没状況について掲示を行い広報強化する。
9月10日	その後、クロユリの出没は確認されなかった	供用再開(閉鎖解除)

Ⅲ. 沼巡りコースの閉鎖及び閉鎖解除

1. 閉鎖及び閉鎖解除の考え方

(1) 確認個体の行動段階別判断

【北海道ヒグマ保護管理計画】

全てのヒグマが等しく軋轢を起こしているわけではなく、個体によって軋轢発生の危険性が異なると考えられる。「北海道ヒグマ保護管理計画 平成26年3月」では、出没した個体の行動から、以下のとおり有害性を4段階に区分しており、その段階に応じた対応を行うこととしている。

表Ⅲ-1 出没した個体の有害性の行動段階と対応方針の概要

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針	対応方針
0	人間を恐れて避ける。	非問題個体	市街地 農耕地	住民周知、見回り、被害防止措置、誘引物除去
			森林地帯	住民周知、入林者への情報提供、被害防止措置、誘引物除去
1	人間を恐れず避けない。人家付近や農地に頻繁に出没する。	非問題個体 /問題個体	市街地 農耕地	住民周知、追い払い、被害防止措置 出没継続は捕獲
			森林地帯	住民周知、入林禁止、追い払い、被害防止措置、出没継続は捕獲
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす。	問題個体	市街地 農耕地	住民周知、見回り、被害防止措置、問題個体の捕獲等
			森林地帯	住民周知、入林禁止、被害防止措置、問題個体の捕獲等
3	人間に積極的につきまとう、又は人間を攻撃する。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、問題個体の捕獲、対策本部設置等

「北海道ヒグマ保護管理計画 平成26年3月 北海道」

【ヒグマの有害性の段階「0」及び段階「1」と至近距離遭遇の可能性】

- ・段階「0」及び段階「1」の個体のどちらも、人と至近距離で遭遇する機会が増えると、事故が発生するリスクは高くなると考えられる。人とヒグマの至近距離における遭遇は、大声を上げて走って逃げるなど、驚いた人の予期せぬ行動や、クマに好意を持つ人によるクマに対する餌付けの機会を誘発し、事故リスクを高める結果につながると考えられる。
- ・人を恐れず逃げない段階「1」の個体が歩道周辺で行動している場合、人とヒグマとが至近距離で遭遇する可能性が高くなる（表Ⅲ-2）。段階「0」と段階「1」の個体とでは、人との至近距離での遭遇の可能性が異なるが、人が「ヒグマに出会わないための行動」や「ヒグマと出会っても冷静に対処する行動」といった適切な行動をすれば、どちらの個体についても事故リスクを下げ、事故を回避することが可能であると考えられる（表Ⅲ-3）。
- ・音出し等の予防的措置や食事箇所の制限、集団行動等のルールの設定を行い、ルールの遵守が徹底されることにより、ヒグマとの事故を回避できるが、一方で、ルールを遵守しない一部の人の行動は、入山者とヒグマとの安全のバランスを崩し、ヒグマとの事故を発生させかねない。このような状況で事故が生じた場合に、原因者、入山者、管理者間での責任所在の整理を行う事は現時点では困難である。
- ・段階「1」の個体が出没した場合、厳格なルール遵守を前提とした歩道の供用（人の行動管

理と責任の明確化) が現状では困難であることから、閉鎖措置をとらざるを得ない。

表Ⅲ-2 ヒグマの行動段階と至近距離遭遇の可能性

ヒグマの 行動段階	人を避ける等 非問題個体(段階「0」)	人を避けない等 問題個体候補(段階「1」)
人との至近距離遭 遇の可能性		

表Ⅲ-3 人の行動とヒグマとの事故リスク

人の行動	不適切行動 ルール無視	適切行動 ルール遵守
ヒグマとの事故リス ク		

【沼巡りコースにおけるヒグマ対応の考え方】

沼巡りコースにおけるヒグマ対応については、北海道が示した表Ⅲ-1と同様に、行動から判別されたヒグマの段階によって、また、ヒグマとの至近距離での遭遇可能性によって、施設の開閉等の対応を行うこととする。

沼巡りコースは、もともとヒグマ生息地であることから、数百m先の安全な距離で目撃される、あるいは、痕跡等によってヒグマの出没が確認されたとしても、入山者側の行動管理(時間規制、レクチャーによる不適切な行動を防止)によって一定の安全度を高められるという前提により、閉鎖を行っていない。

平成21年に出没した「クロユリ」は、段階「1」に分類されるが、非問題個体と問題個体との中間に位置する個体と考えられ、人と近接した場所での行動の継続や、人へのつきまといなどの問題行動の有無の見極めが必要な「問題個体候補」として整理される。

「クロユリ」のような人を避けない「問題個体候補」への対応としては、ヒグマ自体の行動を変える方法(追い払い)と、入山者のコントロール(立入禁止、集団グループ利用等)があげられる。このうち、前者は知床のヒグマ管理で実施されている⁴⁾が、沼巡りコースでは、「ヒグマが野生のままている」ことを重視し、追い払いによって、ヒグマの移動や行動変化を促すことはしないものとする。段階「0」「1」個体への対応として、入山者やその行動をコントロールすることによって、ヒグマとの軋轢を軽減することを基本方針とする。

沼巡りコース周辺では、この20年間、「建物へ侵入する」、「建物や車両等を破損する」といった人間活動に実害をもたらす行動段階「2」や、「人に食べ物をねだる」「人につきまとう」といった行動段階「3」のヒグマは確認されていない。また、歩道閉鎖措置の対応をおこなったヒグマの出現は、これまで数回にとどまっている。

以上のことから、沼巡りコースにおけるヒグマ対応は、「クロユリ」のような段階「1」の個体出没時における対応が迅速に進められるように、その対応手順を整理し、段階「2」「3」の個体については、表Ⅲ-1で示される北海道ヒグマ保護管理計画の対応方針に従うこととする。

4) 「知床半島ヒグマ保護管理方針 平成24年(2012)年3月」

(2) ヒグマの経過観察と行動段階等の判断

沼巡りコースにおいては個体識別の情報も含めヒグマ情報センターの巡視員により日ごろよりヒグマの行動が記録されている。ヒグマの行動段階を判断するための「人を見ても逃げない」「人前にたびたび姿を見せる」といった具体的なヒグマの反応や行動も、確認されれば逐次記録が行われている。

沼巡りコースのヒグマ監視については、平成17年度より有限会社風の便り工房が業務として継続的に実施しており、行動によるヒグマの段階の判断は、ヒグマの行動記録や個体識別の経験・技術、情報蓄積のある風の便り工房巡視員がもっとも適切に行えるものと考えられる。

沼巡りコースにおけるヒグマの行動段階別の対応を表Ⅲ-4にまとめた。

ヒグマとの至近距離遭遇時において、個体の行動段階をすぐには判断できない場合や、餌資源となる誘引物の存在等、ヒグマと入山者の至近距離での遭遇の可能性を高める状況が継続すると考えられる場合は、一時的に歩道の閉鎖を行い、調査や巡視により状況等を確認して、閉鎖解除等の対応を判断する。なお、段階「2」段階「3」のヒグマが確認された場合には、北海道ヒグマ保護管理計画に示された考え方にに基づき対応する。

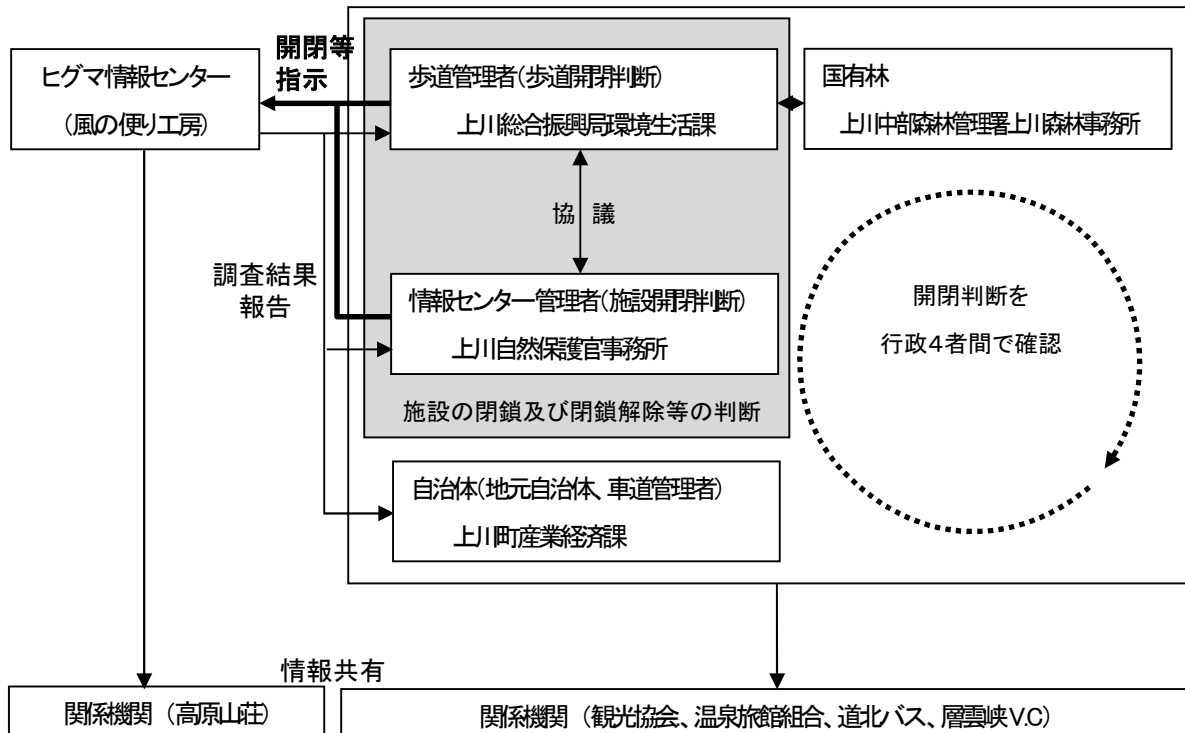
表Ⅲ-4 沼巡りコースにおける出没個体の行動段階と対応方針の概要

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針(閉鎖措置)	対応方針
0	人間を恐れて避ける。	非問題個体	至近距離遭遇発生時 一時閉鎖	<p><表Ⅲ-5></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日間、調査巡視を行い、ヒグマの行動段階を判断。コース内にとどまっている可能性が低い場合は一時閉鎖を解除。 ・通常、調査巡視で何も異常がなければ、1日において一時閉鎖を解除。 ・誘引物があり、至近距離遭遇の可能性が考えられる場合は、期間閉鎖への移行。
1	人間を恐れず避けない。繰り返し出没する。	問題個体候補	一時閉鎖/期間閉鎖	<p><表Ⅲ-6></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人への警戒行動が見られない個体の場合、3日間の期間閉鎖。 ・期間閉鎖中に、巡視員との至近距離遭遇や誘引物が確認された場合は、さらに3日間延長。
2	建物へ侵入する、建物、車両等を破壊する等、食料含め人の関わるものに執着し、実害をもたらす。	問題個体	閉鎖 北海道ヒグマ管理計画に沿った対応	<p>北海道ヒグマ保護管理計画に沿った対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖措置 ・見回り(銃器携帯) ・誘引物除去、 ・対策本部の設置、 ・問題個体の捕獲
3	食べ物をねだる、人につきまとい離れない、人間を攻撃する。	問題個体	閉鎖 北海道ヒグマ管理計画に沿った対応	<p>北海道ヒグマ保護管理計画に沿った対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖措置 ・見回り(銃器携帯)、 ・誘引物除去、 ・対策本部の設置、 ・問題個体の捕獲

2. 歩道の閉鎖及び閉鎖解除（案）

沼巡りコースにおいて、ヒグマ出没時における対応を表Ⅲ-5、Ⅲ-6に整理した。ここでは、出没個体が段階「0」「1」と想定しての施設閉鎖および解除の手順を中心に示しているが、調査巡視において段階「2」あるいは「3」と判断される場合は、別に協議して対応を定めることとする。

なお、ヒグマ出没時における情報共有、協議等は以下の連絡網によっておこなう。



図Ⅲ-1 ヒグマ出没時における報告、指示連絡体制

表Ⅲ-5 沼巡りコース周辺で至近距離遭遇が発生した場合や定着の可能性が考えられる場合

ヒグマ情報センター		施設管理者等 上川町・上川総合振興局・上川中部森林管理署・上川保護官事務所
具体例： ・複数の入山者から同一箇所においてヒグマと複数回至近距離遭遇があったと情報を受けた場合 ・巡視員あるいは入山者がヒグマと至近距離で遭遇した後、巡視員が、ヒグマが歩道周辺で留まっている可能性を把握した場合(例：平成23年8月15日の一時閉鎖の状況)		
1) 一時閉鎖措置 ・複数回の至近距離遭遇または歩道周辺での定着の可能性を把握 → 一時閉鎖 ・新規立入りを中止 ・巡視員は入山者と同時下山		
2) 入山者の下山確認と情報報告 ・入山者下山完了の確認 ・至近距離遭遇等の状況報告	→	・関係機関間への情報共有
3) 一時閉鎖中の調査巡視 (一時閉鎖の当日及び翌日) 通常体制での調査巡視 A 歩道周辺でのシカ等誘引物の有無確認 B 巡視員との至近距離遭遇の有無 Aなし及びBなし → 調査終了後、閉鎖解除 AまたはBあり → 期間閉鎖として表Ⅲ-6へ	→	・AまたはBありの場合のみ 関係機関間への情報共有
4) 一時閉鎖の解除 ・通常巡視 一時閉鎖解除 ・レクチャー内容変更 至近距離遭遇発生時の周知 音出し、遭遇時対処法の内容強調		

※上記の3)のAについて、誘引物となるエゾシカ等の死体が、歩道周辺ではなく、駐車場や山荘宿舎周辺で見つかった場合は、表Ⅲ-1の段階「0」の市街地と同様の対応として、宿泊者等を含めた公園利用者の安全性を考慮して、撤去に努める。撤去の実施主体及び方法については事前に協議する。

※閉鎖及び解除について

「一時閉鎖」	出没個体の行動段階を判断できない場合や、個体がコース内に留まっている可能性がある場合などに、一時的に（通常1日）にコースを閉鎖すること
「期間閉鎖」	出没個体が行動段階「1」、問題個体候補と判断された場合、またはエゾシカ等の誘引物がある場合等により、3日を基本として閉鎖すること。
「閉鎖解除」「期間閉鎖解除」	「一時閉鎖」及び「期間閉鎖」を解除して、通常の利用状態に戻すこと。

表Ⅲ-6 巡視員が沿巡りコース周辺における出没個体を段階「1」と判断した場合
または、エゾシカの死体等の強い誘引物が歩道周辺で確認された場合

ヒグマ情報センター		施設管理者等 上川町・上川総合振興局・上川中部森林管理署・上川保護官事務所
巡視員が段階「1」、問題個体候補と判断または強い誘引物を確認した場合 具体例： <ul style="list-style-type: none"> ・ 数十mで遭遇しても逃げない、人を警戒する行動が見られない(例：平成21年「クロユリ」) ・ 同一個体が何度も同じ場所(歩道)に姿を現す ・ 一時閉鎖期間中の調査巡視において、巡視員との至近距離遭遇を確認した場合 ・ 歩道周辺でエゾシカ等、ヒグマが強く執着する餌資源が存在し、ヒグマがコース内に定着している(する)可能性がある場合 		
1) 期間閉鎖措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視員が問題個体候補と確認次第 または <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時閉鎖期間中に 至近距離遭遇を確認 エゾシカ等の誘引物を確認 上記いずれかを確認次第 → 期間閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規立入りを中止 ・ 巡視員は入山者と同時下山 		
2) 入山者下山完了の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入山者下山完了の確認 ・ 至近距離遭遇の状況、問題個体候補の判断報告 	→ ←	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間での情報共有 3日間閉鎖、期間閉鎖中の調査巡視を指示
3) 期間閉鎖中の調査巡視 2人体制による調査巡視と結果報告 A 歩道周辺でのシカ等の誘引物の有無確認 B 巡視員との至近距離遭遇の有無 C 段階「1」個体の目視確認の有無))
4-1) 3日目(A～Cなし) 期間閉鎖中の調査巡視の結果報告	→ ←	3日間継続してA～Cの確認なしを報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護官事務所、総合振興局間で、期間閉鎖解除の協議(解除方針を確認)、上川町、上川森林官事務所への確認 ・ 期間閉鎖の解除を指示 ・ 関係機関間での情報共有
5-1) 期間閉鎖の解除 解除指示の翌日以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常巡視 ・ レクチャー内容変更 段階1個体出没の周知 音出し、遭遇時対処法の内容強調 		
4-2) 3日目(A～Cのいずれかあり) 期間閉鎖中の調査巡視と結果報告 2人体制による調査巡視	→ ←	3日間の中でA～Cが確認されたことを報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護官事務所、総合振興局間で、期間閉鎖解除の協議(閉鎖継続を確認)、上川町、上川森林官事務所への確認 ・ 期間閉鎖3日間延長指示 ・ 関係機関間での情報共有
5-2) 期間閉鎖の延長 上記3)へ		

IV. 沼巡りコースの利用の心得（登山、観察、写真撮影のルール）

入山者へのレクチャー時に、ヒグマとの事故を避けるための入山者の心得として、以下の内容を説明し、これを掲載したチラシを配布する。

大雪高原温泉沼巡りコースを利用される方へ

① 大雪高原温泉沼巡りコースの楽しみ方

- ・ヒグマ情報センター開設期間： 6月20日～10月10日（沼巡りコース利用管理期間）
- ・入山時刻 7：00～13：00
- ・下山時刻 15：00まで（高原沼の利用13：00まで、緑沼の利用14：00まで）
- ・食事箇所の制限（緑沼、大学沼、高原沼の3箇所のみ）火気使用禁止

② ヒグマに近づかないために

ヒグマは用心深く、人より先に気づいて立ち去るか、じっと隠れるなどして、人前に姿をさらすことはめったにありません。ヒグマが人に気づかず、至近距離で突然に遭遇したときが最も危険です。

歩道でヒグマと突然に出会わないために、次のことを守って下さい。

- ・入山前に巡視員等からヒグマの状況を聞き、巡視員の指示に従う。
- ・歩道はずれて歩かない。
- ・単独行動を避け、集団で行動する。
- ・鈴や笛を携帯し、見通しの悪い所では音を出してヒグマに自分の存在を知らせる。
- ・残飯、ラーメンやコーヒーの残った汁など、人が飲食するものはいっさい捨てずに持ち帰る。捨てられた場合、捨てられたものの味をヒグマが覚えて、人の食料を奪うことになる。

③ もしも、ヒグマに出会ったら

- ・決して、走って逃げてはいけません。ヒグマが本能的に追いかけてくるので、ゆっくりと後退し、その場を立ち去ります。
- ・グループの場合は、ゆっくりと寄り集まり、集団で移動します。
- ・仔グマを見つけたら、近くに必ず母グマがいるので、近づかず直ちにその場を離れます。
- ・ヒグマは執着心の強い動物です。一度ヒグマに取られものを取り返してはいけません。

④ ヒグマの写真撮影をするときは

- ・高原沼、大学沼で巡視員がヒグマの行動記録や個体識別を行っています。ヒグマの観察や写真撮影は、巡視員の指示に従って、静かに行ってください。
- ・ヒグマを撮影するために、コース周辺にエサを置いたり与えたり、ヒグマに近寄ることは、ヒグマが人馴れする原因となり他の登山者が危険にさらされることになるので、決してしてはいけません。
- ・ヒグマを撮影するために、無人航空機（ドローン等）を接近させると、ヒグマを刺激してその行動を変化させ、登山者の安全を脅かす可能性もあるので、危険です。

(平成 28 年 6 月 17 日一部改正)